

入園後 … こんなときには手続きが必要です

< 利用案内 (入園後) >

○書類は、園又は市窓口へ提出してください。

○手続きの際、本人確認書類が必要です。(郵送の場合は写しを提出してください)

※本人確認書類 … 申請者(手續する方)の A 又は B の書類

A 運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)など顔写真付き公的身分証明書: 1点

B 顔写真なしの場合は健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書など: 2点

※入園している保育所等に提出する場合、本人確認書類の提出は不要です。

○手續や提出が遅れる場合は、市へ**必ず**連絡をしてください。

支給認定証の有効期間が終了するとき

2号・3号認定

○3号認定の児童が3歳を迎え、**2号認定になるときの手續は不要**です。

⇒園を通じて、新しい支給認定証を交付します。

3号認定の支給認定証は、園又は市窓口へお返しください。

○保育を必要とする事由が**出産・求職活動・就学・職業訓練・育児休業**の場合

⇒**有効期間終了月の20日まで**に、認定の変更の手續をしてください。

・有効期間終了後は、保育所等の利用ができなくなります。

・育児休業の事由による継続利用は、育児休業対象児が2歳に達する月の末日が限度となります。(ただし翌年度に就学を控えている場合は就学前まで)



証明書類に期限があるときは、再提出が必要です

2号・3号認定

(証明書類の期限の例)

就労証明書の就労期間

職業訓練の訓練期間

診断書の治療期間 など

○証明書類の**期限が終了する前**に、新しい証明書類を提出してください。

保育利用時間(保育必要量)を変更するとき

2号・3号認定

○変更申請の翌月1日から変更となります。

○保育短時間から保育標準時間へ変更するときは、事由に応じた証明書類が必要です。

保育を必要とする事由が変わるとき

教育・保育給付認定申請書兼現況届・
支給認定証をあわせて提出してください。

2号・3号認定

このようなとき	変更後の事由	添付書類 (教育・保育給付認定申請書兼現況届・支給認定証の他に 必要なもの)	提出期限
○新たに就労したとき ○産休・育休後に復職するとき	就労	就労証明書(兼産休・育休証明書) ☺	有効期間終了月の20日
○退職して求職活動をするとき	求職活動	求職活動申立書	すみやかに
○出産予定があるとき	出産	母子健康手帳の出産予定日の記載があるページ(写し)	出産予定月の3か月前の月の20日
○出産後 ⇒育児休業を取得するとき	育児休業	(公務員以外の場合) 就労証明書(兼産休・育休証明書) ☺ (公務員の場合) 辞令の写し(令和4年4月1日変更分からは不要)	出産日から起算して8週間を経過する日が属する月の20日
○出産後 ⇒求職活動をするとき	求職活動	求職活動申立書	

※ 保育を必要とする事由がなくなったときは、退園の手續が必要です。

☺ 産休・育休前と同じ就労先に復職するときは、**復職日**の記載が必要です。



正当な理由なく変更の手續を行わないとき、又は保育を必要とする事由に該当しなくなっていたときは、子ども・子育て支援法第24条により、認定を取り消す場合があります。